非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款 新旧対照表

むさし証券株式会社 (下線部分変更)

新 IΒ

- 第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法 第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法 第9条の8に規定する非課税口座内の少額上 場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特 別措置法第37条の14に規定する非課税口座 内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課 税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の 特例」といいます。)の適用を受けるために、 むさし証券株式会社(以下、「当社」といいま す。) に開設された非課税口座について、租税 特別措置法第37条の14第5項第2号、第4 号及び第6号に規定する要件及び当社との権 利義務関係を明確にするための取決めです。
- **第2条** お客様が非課税口座に係る非課税の特 **第2条** お客様が非課税口座に係る非課税の特 例の適用を受けるためには、当該非課税の特 例の適用を受けようとする年の当社が別に定 める日までに、当社に対して租税特別措置法 第37条の14第5項第1号、第10項及び第19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当 社以外の証券会社又は金融機関において非課 税口座を開設しており、新たに当社に非課税 口座を開設しようとする場合には、「非課税口 座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、 「非課税口座廃止通知書」若しくは勘定廃止 通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知 書記載事項(以下、「廃止通知書等記載事項」 といいます。) の記載がある書類で「勘定廃止 通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当 しないもの又は廃止通知書等記載事項の記載 がされた「非課税口座開設届出書」、既に当社 に非課税口座を開設している場合で当該非課 税口座に勘定を設定しようとする場合には、 「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」 又は廃止通知書等記載事項の記載がある書類 で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通
- 第9条の8に規定する非課税口座内の少額上 場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特 別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座 内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課 税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の 特例」といいます。)の適用を受けるために、 むさし証券株式会社(以下、「当社」といいま す。) に開設された非課税口座について、租税 特別措置法第37条の14第5項第2号、第4 号及び6号に規定する要件及び当社との権利 義務関係を明確にするための取決めです。
 - 例の適用を受けるためには、当該非課税の特 例の適用を受けようとする年の当社が別に定 める日までに、当社に対して租税特別措置法 第37条の14第5項第1号、第10項及び第19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当 社以外の証券会社又は金融機関において非課 税口座を開設しており、新たに当社に非課税 口座を開設しようとする場合には、「非課税口 座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知 書」又は「勘定廃止通知書」、既に当社に非課 税口座を開設している場合で当該非課税口座 に勘定を設定しようとする場合には、「非課税 口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を 提出するとともに、当社に対して租税特別措 置法施行規則第18条の15の3第19項におい て準用する租税特別措置法施行規則第18条の 12 第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分 に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏 名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租 税特別措置法施行令第25条の13第32項の規 定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住

知書」に該当しないもの)を提出又は提供するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の15の3第20項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令 で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃 止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の 記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非 課税口座廃止通知書」に該当しないもの又は 廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課 税口座開設届出書」を提出する場合について は、非課税口座を再開設しようとする年(以下 「再開設年」といいます。) 又は特定累積投資 勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定し ようとする年(以下「再設定年」といいます。) の前年10月1日から再開設年又は再設定年の 9月30日までの間に提出してください。また、 「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通 知書記載事項の記載がある書類で「非課税口 座廃止通知書」に該当しないもの又は非課税 口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非 課税口座開設届出書」が提出される場合にお いて、当該廃止通知書の交付又は当該非課税 口座廃止通知書記載事項の提供の基因となっ た非課税口座において、当該非課税口座を廃 止した日の属する年分の特定累積投資勘定又 は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れ が行われていた場合には、当該非課税口座を 廃止した日から同日の属する年の9月30日ま での間は当該廃止通知書又は非課税口座廃止 通知書記載事項を受理することができませ

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘 定廃止通知書」については、非課税口座を再開 設しようとする年(以下「再開設年」といいま す。) 又は特定累積投資勘定若しくは特定非課 税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再 設定年」といいます。)の前年10月1日から再 開設年又は再設定年の9月30日までの間に提 出してください。また、「非課税口座廃止通知 書」が提出される場合において、当該廃止通知 書の交付の基因となった非課税口座におい て、当該非課税口座を廃止した日の属する年 分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘 定に上場株式等の受入れが行われていた場合 には、当該非課税口座を廃止した日から同日 の属する年の9月30日までの間は当該廃止通 知書を受理することができません。

新	IΒ
ん。	

- 2 非課税口座を開設したことがある場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合、廃止通知書等記載事項を記載して「非課税口座開設届出書」を提出する場合又は「非課税口座開設届出書」の提出と併せて行われる電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供をする場合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- 2 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。

- 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受 4 けた場合で、その提出を受けた日において次 の各号に該当するとき、当社はお客様に租税 特別措置法第37条の14第5項第10号に規定 する「非課税口座廃止通知書」を交付又は電磁 的方法により非課税口座廃止通知書記載事項 を提供します。
 - 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
- 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに 非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定 又は特定非課税管理勘定が既に設けられてい る場合には当該特定累積投資勘定又は特定非 課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措 置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘 定廃止通知書」を交付又は電磁的方法により 勘定廃止通知書記載事項を提供します。
- 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに 非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定 又は特定非課税管理勘定が既に設けられてい る場合には当該特定累積投資勘定又は特定非 課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措 置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘 定廃止通知書」を交付します。

第3条の3

2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しく

第3条の3

2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が

IΒ

新

は廃止通知書等記載事項の記載がある書類で 「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知 書」に該当しないものが提出された場合又は 廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課 税口座開設届出書」が提出された場合は、所轄 税務署長から当社にお客様の非課税口座の開 設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設 定ができる旨等の提供があった日(特定累積 投資勘定を設定しようとする年の1月1日前 に提供があった場合には、同日) において設け られます。

提出された場合は、所轄税務署長から当社に お客様の非課税口座の開設又は非課税口座へ の特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提 供があった日(特定累積投資勘定を設定しよ うとする年の1月1日前に提供があった場合 には、同日)において設けられます。

- **第5条の4** 当社は、お客様の非課税口座に設|**第5条の4** 当社は、お客様の非課税口座に設 けられた特定非課税管理勘定においては、次 に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設 されている当社の営業所にかかる振替口座簿 に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所 に保管の委託がされるものに限り、租税特別 措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて 取得をした同項に規定する特定新株予約権に 係る上場株式等及び同条第2項に掲げるもの を除きます。) のみを受け入れます。
 - ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から 同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当 社への買付けの委託(当該買付けの委託の 媒介、取次ぎ又は代理を含みます。) により 取得をした上場株式等、当社から取得した 上場株式等、当社が行う上場株式等の募集 (金融商品取引法第2条第3項に規定する 有価証券の募集に該当するものに限りま す。)により取得をした上場株式等又は租税 特別措置法施行令第25条の13第30項に規 定する上場株式等で、その取得後直ちに非 課税口座に受け入れられるもので、受け入 れた上場株式等の取得対価の額(購入した 上場株式等についてはその購入の代価をい い、払込みにより取得をした上場株式等に
- けられた特定非課税管理勘定においては、次 に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設 されている当社の営業所にかかる振替口座簿 に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所 に保管の委託がされるものに限り、租税特別 措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて 取得をした同項に規定する特定新株予約権に 係る上場株式等及び第2項に掲げるものを除 きます。)のみを受け入れます。
- ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から 同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当 社への買付けの委託 (当該買付けの委託の 媒介、取次ぎ又は代理を含みます。) により 取得をした上場株式等、当社から取得した 上場株式等又は当社が行う上場株式等の募 集(金融商品取引法第2条第3項に規定す る有価証券の募集に該当するものに限りま す。)により取得をした上場株式等で、その 取得後直ちに非課税口座に受け入れられる もので、受け入れた上場株式等の取得対価 の額(購入した上場株式等についてはその 購入の代価をいい、払込みにより取得をし た上場株式等についてはその払い込んだ金 額をいいます。)の合計額が240万円を超え

旧

ついてはその払い込んだ金額をいいます。) の合計額が 240 万円を超えないもの(当該 上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受 け入れた場合において、次に掲げる場合に 該当することとなるときにおける当該上場 株式等を除く。)

新

ないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。)

- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等
- 2 特定非課税管理勘定には、<u>前項①に掲げる</u> 上場株式等で次の各号に定める<u>もの</u>を受け入 れることができません。

4 租税特別措置法第37条の14第4項各号に

2 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。

第7条

掲げる事由により、特定非課税管理勘定から の上場株式等の全部又は一部の払出し(振替 によるものを含むものとし、租税特別措置法 施行令第25条の13第32項において準用する 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座 への移管に係るものを除きます。) があった場 合(同項各号に規定する事由により取得する 上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れ なかったものであって、特定非課税管理勘定 に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘 定が設けられた非課税口座から他の保管口座 への移管による払出しがあったものとみなさ れるものを含みます。)には、当社は、お客様 (相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により 効力を生ずる贈与を含みます。) による払出し があった場合には、当該相続又は遺贈により 当該口座に係る非課税口座内上場株式等であ った上場株式等を取得した者) に対し、当該払 出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37条の14第4項に規定する払出し時の金額

及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる

第7条

4 租税特別措置法第37条の14第4項各号に 掲げる事由により、特定非課税管理勘定から の上場株式等の全部又は一部の払出し(振替 によるものを含むものとし、租税特別措置法 施行令第25条の13第31項において準用する 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座 への移管に係るものを除きます。) があった場 合(同項各号に規定する事由により取得する 上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れ なかったものであって、特定非課税管理勘定 に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘 定が設けられた非課税口座から他の保管口座 への移管による払出しがあったものとみなさ れるものを含みます。)には、当社は、お客様 (相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により 効力を生ずる贈与を含みます。) による払出し があった場合には、当該相続又は遺贈により 当該口座に係る非課税口座内上場株式等であ った上場株式等を取得した者) に対し、当該払 出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第4項に規定する払出し時の金額 及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる

新	IΒ
事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報 通信の技術を利用する方法により通知いたし	子情報処理組織を使用する方法その他の情報 通信の技術を利用する方法により通知いたし
ます。	ます。
この約款は、202 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月 <u>1</u> 日より適用させていただきます。	この約款は、 2024 年 1 月 1 日より適用させていただきます。

以上